

## 行政常任委員会報告

平成 26 年 12 月 5 日  
午後 1 時 30 分開議  
5 階 委員会室

---

### ◎日程

#### 1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 平成 26 年度国民保護協議会及び夕張市防災会議について
- (3) 災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定の締結について
- (4) 夕張市消防団総合訓練について
- (5) 消防団の人事異動について
- (6) 東京消防庁との交流事業について
- (7) その他

#### 2 教育委員会

- (1) 第 57 回夕張市音楽発表会について
- (2) 体育施設の無料開放について
- (3) 平成 27 年夕張市成人祭について
- (4) その他

#### 3 建設課

- (1) 住宅使用料等滞納者への和解の申し立てについて
- (2) 損害賠償額の決定について
- (3) その他

#### 4 保健福祉課

- (1) 子ども・子育て関連 3 法制定に伴う条例（案）の制定について
- (2) 夕張市子ども・子育て支援事業計画について
- (3) 「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」の給付実績について
- (4) 第 2 次夕張市障害者計画・第 4 期障害福祉計画について
- (5) 「養護老人ホームみどりの園」の移転に伴う供用開始について
- (6) その他

#### 5 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 高額療養費制度の自己負担限度額等の見直しについて
- (3) その他

## 6 産業課

- (1) 「全国メロンサミット in ふくろい」の参加について
- (2) 幸福の黄色いハンカチ想い出ひろばの臨時開館について
- (3) その他

## 7 まちづくり企画室

- (1) 平成26年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第二四半期の実績について
- (2) 平成26年度「幸福の黄色いハンカチ基金」下期の交付決定事業について
- (3) 「市長とのふれあいトーク（市政懇談会）」について
- (4) 南清水沢3丁目市有地活用提案に係る募集結果について
- (5) その他

---

### ◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君  
島 田 達 彦 君  
小 林 尚 文 君  
高 間 澄 子 君  
熊 谷 桂 子 君  
藤 倉 肇 君  
厚 谷 司 君  
角 田 浩 晃 君

---

### ◎欠席委員（0名）

---

#### （大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。  
本日の出席委員は8名、全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります、消防本部、教育委員会、建設課、保健福祉課、市民課、産業課、まちづくり企画室の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。  
それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

### 【消防本部】

1. 火災の発生について
2. 平成 26 年度国民保護協議会及び夕張市防災会議について
3. 災害時における指定緊急避難所としての使用に関する協定の締結について
4. 夕張市消防団総合訓練について
5. 消防団の人事異動について
6. 東京消防庁との交流事業について
7. その他

(消防次長)

消防本部から 6 件、報告いたします。

まず初めに、火災の発生について報告いたします、資料 1 をごらんください。

清水沢清陵町 62 番地で発生した建物火災について、覚知時刻は、平成 26 年 9 月 2 日、火曜日、11 時 53 分で、出火時刻は同日 10 時 53 分ごろと推定します。

覚知方法は火災報知専用電話で、出火場所は夕張市清陵町 62 番地です。

鎮圧時刻は平成 26 年 9 月 2 日、火曜日、12 時 0 分で、鎮火時刻は同日 12 時 32 分です。

出動状況は、消防ポンプ自動車 3 台が出動し、そのうち 1 台の車両が放水しています。

焼損状況は、準耐火造一部木造平屋建て、延べ面積 886.88 平方メートルのうち、床面積 3.41 平方メートルが焼損したもので、焼損程度は部分焼です。

出火原因と損害見込み額については、現在、調査中です。

気象状況は、表記のとおりです。

この件についての報告は以上です。

続きまして、平成 26 年度国民保護協議会及び夕張市防災会議について報告いたします。資料 2 をごらんください。

平成 26 年 10 月 21 日、市役所 4 階会議室において、夕張市国民保護協議会及び夕張市防災会議が開催されました。

国民保護協議会では、国民保護計画の修正、軽微な変更、文言の修正が行われました。

この会議終了後、引き続き夕張市防災会議が開催され、この会議では地域防災計画の修正が行われ、新たに地区防災計画の規制について承認されました。

この件についての報告は以上です。

続きまして、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定の締結について報告いたします。資料 3 をごらんください。

夕張市では、平成 26 年 9 月 8 日に特定非営利活動法人あ・りーさだと、平成 26 年 9 月 26 日に社会福祉法人夕張みどりの会、養護老人ホーム夕張みどりの園とそれぞれ災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定を締結いたしました。

この件についての報告は以上です。

続きまして、夕張市消防団総合訓練について報告いたします。資料 4 をごらんください。

夕張市消防団では、平成 26 年 9 月 28 日、日曜日に夕張市消防訓練所において総合訓練を実施いたしました。

この訓練には、122 名の団員が参加しております。訓練内容は、全体訓練として礼式訓練を行い、各分団の訓練としてポンプ車操法、逆延長放水訓練、中継送水放水訓練、傷病者応急手当固定法及び搬送訓練を行いました。

この件についての報告は以上です。

続きまして、消防団の人事異動について報告いたします。資料 5 をごらんください。

平成 26 年 10 月 1 日付で女性分団、前田班長が部長に昇任いたしました。

この件についての報告は以上です。

続きまして、東京消防庁との交流事業について報告いたします。資料 6 の 1 をごらんください。

東京消防庁において、当市の消防職員 2 名が予防研修と警棒研修を行っております。

予防研修を行っているのは、警防課予防グループ主査石川司令補です。警棒研修を行っているのは、警防課予防グループ主査高橋司令補です。

2 名とも、11 月 17 日から 11 月 25 日まで八王子消防署において実務研修を行い、11 月 26 日から 12 月 17 日まで、東京消防庁消防学校において初級幹部研修を受講しています。

12 月 18 日に消防総監に研修終了の挨拶を行い、同日、帰任する予定となっております。

続きまして、資料 6 の 2 をごらんください。

東京消防庁による夕張市消防事情調査について、夕張市消防本部と東京消

防庁との交流事業として、東京消防庁職員 4 名が前期、後期に分けて派遣され、当市における消防事情調査を行います。

前期で行う職員は、第 6 消防方面本部機動装備係統括ハイパーエスキューチーム長の金田司令補と第 9 消防方面本部機動特殊災害装備係員ハイパーエスキューチーム員中山消防士長です。この 2 名は、前期の調査を終えて帰任しています。

後期の派遣職員は、第 6 消防方面本部機動装備係統括ハイパーエスキューチーム長中野司令補と第 9 消防方面本部機動特殊災害管理係ハイパーエスキューチーム員小嶋消防士長です。この 2 名につきましては、12 月 17 日まで調査を行い、翌 18 日、9 時から市長応接室において調査終了報告を行う予定となっております。

消防本部からの報告は以上です。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(消防長)

資料 5 なのですが、皆様のお手元にあるプリントに女性隊員の人事異動についてと書いてありましたか。済みません、抜けているところがありますので、後ほど訂正したいと思います。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

資料 1 について伺います。

一つ目は、9 月 2 日ということで、9 月 2 日の報告がきょうになったという利用。それから、もう 1 点目は出火時刻が 10 時 53 分ごろで、覚知時刻が 11 時 53 分ということで、1 時間経過しているので、その理由もありましたらお願いします。

(消防次長)

今、熊谷委員のご質問ですが、前回と前々回の行政常任委員会では、緊急を要するもの以外は報告はしないでほしいということだったので今回になりました。

出火時刻は覚知時刻の 1 時間ですけれども、これについてはちょっと把握していないので、担当係に確認してから報告いたします。

(大山委員長)

そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで消防本部を終わります。

### 【教育委員会】

1. 第 57 回夕張市音楽発表会について
2. 体育施設の無料開放について
3. 平成 27 年夕張市成人祭について
4. その他

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項 3 件につきまして、教育課長よりご報告申し上げます。

(教育課長)

それでは私のほうから報告をさせていただきます。

1 点目でありますが、10 月 18 日、土曜日、夕張文化スポーツセンターにおいて、第 57 回の夕張市音楽発表会を夕張の音楽協会との共催により開催をいたしました。

音楽発表会は、子どもたちの豊かな上奏を育むための伝統行事であるとともに、本市の学校間連携事業の一環として中には市民参加による全市的な音楽祭として文化振興の観点から冬にやる取り組みとなってございます。

本年度は、ユーパロ幼稚園や夕張高等学校の吹奏楽部も参加し、児童生徒に加え新水槽楽団、 愛好会、コーラスグループ 3 団体など、総勢約 500 名が一堂に会し合唱や器楽演奏など、普段の練習の成果を披露したところであります。

プログラムの最後には、昨年度の 200 名を超える観客や 300 名も加わり、さようならの曲を全員で合唱するなど、大いに盛り上がった発表でありましたところであります。

続きまして 2 点目、体育施設の無料開放についてであります。

本事業は、例年、体育の日に合わせて個人の利用者に限り実施しておりますが、ことしも広報ゆうばりに 周知の上、10 月 13 日、月曜日に実施をいたしました。

当日の利用市民は、文化スポーツセンターで 83 名、テニスコート及びサングリンスポーツヴィレッジ、この利用客、利用者については両施設とも数名ということありました。

文化スポーツセンター利用者 83 名の内訳ですけれども、一般の方が 14 名、高校生 8 名、小中学生 59 名、老人 2 名ということあります。

昨年、一昨年に比べると 20 名程度増としているというところであります。また、当日は例年実施しております生涯学習推進プロジェクトによる体育レクリエーションのイベント企画、記録をつくろうでは、年代別、種目別、3 種類の種目を行い、幼児から一般の方まで楽しみながら 1 日、健康的な 1 日を過ごしたところであります。2 点目は以上であります。

3 点目ですが、平成 27 年夕張市成人祭についてであります。資料 1 の実施要綱をごらんください。

趣旨、実施主体につきましては、記載のとおりであります。

実施期日につきましては、平成 27 年 1 月 11 日の日曜日、午後 2 時開式を予定しております。会場につきましては、清水沢地区公民館。

参加対象は記載のとおりでありますけれども、本市に住民票を置く新成人は 10 月 1 日現在 47 名であります。このほか、市外に住民票を移した方も希望者については参加できることとしております。

なお、対象者につきましては案内表を 11 月末までに送付済であります、広報ゆうばり 12 月号で周知を図り、希望者については随時受け付けをしながら案内状を送付することとしております。

成人祭については以上であります。

その他についてはありません。

#### 〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

#### 【建設課】

1. 住宅使用料等滞納者への和解の申し立てについて
2. 損害賠償の決定について

### 3. その他

(大山委員長)

それでは、次に建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、本定例市議会に付議する案件 2 点について、担当課長、主幹のほうから報告させていただきます。

(近野主幹)

市営住宅住宅使用料滞納者への和解申し立てについてあります。資料 1 をごらんください。

長期滞納者の中から 2 名に対し、停止条件付市営住宅使用取消通知を送付したところ、それぞれ和解の申し出があり、その内容について検討した結果、2 名とも和解が合意できるものと認められるので、即決和解の申し立てを行うものです。

相手方は、相澤弘治、滞納月数 9 カ月、伊藤紀子、滞納月数 24 カ月です。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、市長の専決処分を行っており、第 4 回定例市議会において報告の予定です。

以上です。

(都市計画土木担当課長)

続きまして、損害賠償額の決定についてご報告申し上げます。資料の 2 になります。

この にかかる報告は、今年 6 月 2 日に開催された委員会において報告させていただいている事案でございますけれども、この事故発生日につきましては、平成 26 年 5 月 27 日、火曜日、午前 9 時 8 分。発生場所につきましては、夕張市本町 3 丁目 65 番地、 でございます。

この事故の発生被害者につきましては、夕張市本町 3 丁目 69 番地、板東富士枝さんでございます。

事故の原因及び状況でございますけれども、被害者が転落防止柵によりかかったところ、固定しているボルトが腐食で劣化しており、防護柵が押し戸のように回転し開いたことにより転落して事故が発生したものであります。

事故発生により 9 時 8 分に消防通報があり、被害者が栗山赤十字病院に搬送後、入院しております。

病名につきましては、第一腰椎圧迫骨折のけがを負われました。

事故発生後、10 時に消防本部から情報提供を受け、現地確認を行い、転落防止策の機能を果たしていない状況であったため、直ちに機能を果たす施工を実施しております。

被害者につきましては、7月2日に退院、その後、通院を経て12月1日、保険会社から診断書により賠償費用が積算されたため、翌12月2日に夕張市賠償委員会を開催し、損害賠償額の審査を行ったところでございます。

賠償費用につきましては賠償金517万2,561円、これについては道路賠償責任保険が適用されます。

今後の対応につきましては、道路賠償保険を適用するため、市の予算措置についてはございません。

平成26年第4回定例市議会で地方自治法96条の第1項第13号の規定により、賠償額の決定について議会の議決を得ることとし、議決後、被害者に対して保険会社より賠償金が支払われる予定でございます。

また、事故後に市の管理する転落防止策を全市内緊急点検を行って、安全確認を行っております。

また、今後の融雪には安全点検を今後、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(建設課長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(島田委員)

資料1についてご質問いたします。

今まで裁判を起こして和解することはあったかと思うのですが、これ裁判の起こす前の和解というのは初めてではないかなと思うのですが、その辺の経過を教えていただきたいです。

(近野主幹)

裁判を起こす前に和解したのは昨年も1件あります。

経過につきましては、今回、ここに載せている2名につきましては、破産の関係で免責決定を受けているものです。

今回の月数につきましては、それ以前のものについては免責決定受けているものですから、この分については載せていません。

指導しているのですが、その後の支払いが滞っているということで、何度か足を運んだのですが、そういうことで明け渡し訴訟をするという前提で進

んでおりましたけれども、本人からまだ入居したいという形で支払い計画書の中で合意が得られたので、今回は和解という形になりました。

(島田委員)

昨年も1人いたということで、まだこの住宅に対しての滞納者というのはまだたくさんいるかと思うのですが、これ、裏面の参考資料で50万円未満という、こういう金額があっても裁判前の和解ということになるのでしょうか。(近野主幹)

50万円未満については損害賠償の額として、今回、載せているのは(3)の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、調停に関することという項目になります。

(島田委員)

言い方が悪かったのか、市営住宅の滞納者ってまだたくさんいると思うのだけれども、こういう2名に限ったというのは、何かそういった過程もちょっとご説明願います。

(近野主幹)

滞納者についてはほかにもいるのですが、予算の関係であります。実際に明け渡し訴訟をした場合には、明け渡しする場合の自宅にある荷物だとか、そういうものを撤去する費用だとかという部分を納入しなければならなくて、金額がかなり大きな額を裁判所のほうに戻さなければならないのですが、そういう形になりますと、ある程度、その予算を見ながら一遍にやるということになると ですから、順次するという形で進めています。

(大山委員長)

ここで答弁調整に入ります。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

(大山委員長)

それでは、会議を再開いたします。

(近野主幹)

悪質な滞納者、ほかにもいるのですが、その中で特に悪質だと思われるものから進めております。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(議長)

資料2の損害賠償のほうの関係だったのですが、ここはうめだいのあそこの場所なのですけれども、今回は転落防止の機能を果たしていなかったがた

めのということで、こういうことで損害賠償発生すると。今後の対応は、市の管理する、いわばそこの部分、きちんと確認して点検しているということなのだけれども、実際はもうきちんとになっているのですか、冬を控えている状況の中で、どんな状況になっているのですか、その辺。具体的にお聞かせいただきたいのですが。

(都市計画土木担当課長)

事故直後、市のほうで確認しております。ボルトの腐食についても全部、交換し、開けられそうなところについては溶接でも補強しておりますので、今後、簡単に開くような形にならないように処置はしております。

(議長)

そこで、あそこの部分については、たしかうめだいにお住まいをされている方等々含めて、雪の除雪的な部分と言ったら変なのですけれども、旧商工会議所だったところ、そのあえてあそこのいわゆるガードの部分は、いわば開けられるようにしていたのではないかなという認識もあるのです。いわば、冬、そこから押して雪のそのままおろすと、そういう作業というか、あえてそこは市のほうも認識していた中でいたはずではないのかなと思うのですけれども、その辺の対応面というのはいわば今後のその辺も含めてどういうふうに住民対策どうなっているのかということをちょっと聞かせていただきたいのですけれども。

(都市計画土木担当課長)

そういうようなことがあったということで、防護柵を開いて除雪をしていったという部分もあるのですけれども、今後、ある程度、事故が発生したものですから、二度と同じような事故が発生してはならないということで、住民の方々と今後の除雪体制については配慮した除雪を心がけるような形で今、再度、詰めている状況でございます。

(議長)

そこだと思うのです。これから本格的に冬場に入りますし、ご承知のとおりあそこの通り、それでなくとも普段から狭い場所でありますので、除雪対応の部分、その辺がきちんとやはり対応面を見るので、逆にいうと手厚く重視していかざるを得なくなっていると思いますので、その辺をやはり徹底的にやはり当然、これガードしていかなければいけないわけですから、ガードというのは防止転落の部分、それはそれで仕方ないことですので、その分やはり徹底した除雪体制の部分の機能を果たすべき、これからまさにそういう時期に差し掛かってきますので、そういう観点でお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで建設課を終わります。

### 【保健福祉課】

1. 子ども・子育て関連 3 法制定に伴う条例(案)の制定について
2. 夕張子ども・子育て支援事業計画について
3. 「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」給付実績(見込み)について
4. 第 2 次夕張市障害者計画・第 4 期障害福祉計画について
5. 「養護老人ホームみどりの園」の移転に伴う供用開始について
6. その他

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(生活福祉担当課長)

それでは、保健福祉課から 5 本、ご説明させていただきます。

まず資料 1 に基づきまして、子ども・子育て関連 3 法制定に伴います条例(案)の制定についてご説明させていただきます。

趣旨で書いていますとおり、市町村は国が内閣府で、あるいは厚生労働省令で定める基準に基づきまして、認定こども園ですとか、幼稚園、保育所、地域型保育事業、職場の保育所なのですけれども、これらの施設や設備、運営の基準を条例で定めることが義務づけられました。

この国基準と条例の関係が、この図に書いているとおりなのですけれども、全部で 3 本、条例がございます。

左側に書いていますのは国の府省令ということでございまして、一番上が子ども・子育て支援法に基づきまして、内閣府で定めた基準ということで、これは幼稚園ですとか、保育所の設備、運営に関する基準、これを定めたものを各市町村で条例で定めなさいというものでございます。

2 番目が子ども・子育て関連支援法、この整備法というものがございまして、児童福祉法が改正されるということでございます。

これは、厚生労働省令に基づきまして、家庭的保育事業、こちらを設備運営に関する基準に定めるというもの。

3番目が児童福祉法の改正によりまして、学童、こちらの設備運営に関する基準を定めるということで、新たに条例を定めるというものでございます。

その環境を表にしたのが、その下の表でございまして、まず教育・保育施設、幼稚園、保育所。その下に認定こども園等、その地域型保育事業ですね、これは夕張には現在ございません。認可はございません。

そして一番下に書いてあるのが学童クラブということでございます。

ご承知のとおり、幼稚園、保育所につきましては、認可が都道府県ということでございますが、新たに地域型保育事業の事業者の参入等があれば、まず庁舎の条例を定めて、家庭的保育事業の認可基準をまず条例で定めるということでございます。これが真ん中の認可ということでございまして、その右にある確認というところが、いわゆる幼稚園、保育所から小規模保育事業等含めまして、実際の認可を受けた施設のサービス給付を行うと、いわゆる運営費給付、これを行うための確認基準、これを行うために条例を定めているのがあります。

一番下の学童クラブ、これは市町村への届け出が義務づけられまして、放課後児童クラブの基準、運営 というものでございます。

地域型保育事業につきましては、下の次のところに書いていますとおり、ご参照いただければと思います。

次に、2ページに行っていただきまして、まず国基準、府省令の区分というところでございます。

いわゆる、法律に基づきまして、国で示したりとか、いわゆる従うべき基準及び条例の内容を拘束する、必ず適合する基準ということで、例に書いていますとおり、従うべき基準の主な内容といたしましては利用定員ですか、子どもの直接処遇にかかる部分等を必ず国の基準に従って、条例でも内容を拘束するというところでございます。

その下に書いてある参酌すべき基準、これが地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるという基準でございます。

それで、夕張市における条例の制定についての考え方なのですけれども、国の府省令と異なる基準とすべき特別な事情がないことから、本市におきましては国が定める基準どおりの内容として、夕張市の条例を制定したいというふうに考えております。

三つの条例を若干、説明させていただきますと、まずAと書いていますのが、夕張市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ということで、いわゆる幼稚園と保育所と小規模保育所、これらの運営基準を定めているということで、先ほどお話をさせていただきましたとおり、認可を受けたこれらの施

設が運営費の対象となることを市町村が確認するためのその趣旨が、要点がちゃんとになっているかだとか、運営に関する基準が市町村の条例できちんと定められているかというところを条例でうたうということで、主な基準の内容といたしましては、例示しておりますとおり、この従というものが従うべき基準、参というのが参酌すべき基準ということで表記しております。

ここに書いてあります利用定員ですとか、子どもの処遇に直接かかわること、これらを定めているということでございます。

次のページ、今度、2番目の条例Bということで、いわゆる家庭的保育事業、いわゆる小規模保育事業と言われるところであります。

これらは、先ほどの 運営費を払う前のままで認可基準、最低限これだけは守りなさいという市町村が定める、最低基準と言われるもの、これだけはしっかりと守りなさいという基準を定めているところで、教室面積ですか、専用室の状況だとか、あるいは職員の配置状況、これらを定めなさいというものであります。

3番目はCと書いてあります。放課後児童健全育成事業、これがいわゆる学童の部分でございます。

学童につきましては、今まで国がガイドライン、これに基づきまして各市町村で要綱等で基準を定めているところでございます。

今般、法改正によりまして条例で定めるということになりましたので、主な基準の内容に記載していますとおり、例えば小学校に進学する児童を現行、小学校4年生まで、これを6年生まで間口を広げなさいですとか、専用スペースの面積、あるいはそれに携わる職員の方々の配置状況等を記載して、条例として定めるということになっております。

今後のスケジュール予定ということで、11月18日、後ほどご説明させていただきますが、第2回子ども・子育て会議を開催させていただきまして、市の条例案について審議いただいたところであります。

委員の方から公募員の方含めて条例案については議論を踏まえ了承を得たということでございます。

きょうの行政常任委員会を踏まえ、12月、今度は4定議会、これにおきまして条例案を提案させていただくということでございます。

条例の施行等につきましては、子ども・子育て支援法、この施行日ということで、平成27年4月1日を現在、予定しているということでございます。

子ども・子育て支援法の施行が4月1日に予定しているということから、この4月1日に間に合うように基準の運用が適用できるように、条例を ございまして、他自治体も今回、条例提案が12月議会、もしくは早いところだと9月議会に条例提案をしているところがあるためでございます。

以上、条例案 3 点につきましてご審議よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、参考に以下、A1、B1、C1 というのが、国の基準、内閣府で、あるいは厚生労働省で国の基準とそれに対する夕張市の条例、国の基準どおりというふうに書いてあります。

一番右側になつてするのが基準認定ということで、従うべき基準、あるいは参酌基準、これを協議しているものでございます。これが 3 本ございます。

その後ろについている表が A2、B2、C2、これが条例の本文、原文というところでございます。

続きまして、資料 2 に基づきまして、2 本目ですね、夕張市子ども・子育て支援事業計画、こちらについてご説明させていただきたいというふうに思います。

先ほどお話ししましたとおり、子ども・子育て会議第 2 回目が終わりました。そこの資料を抜粋したものが、このこちらの表になっております。

まず、子ども・子育て支援新制度ということで、急速な少子化の進行等、子育てを取り巻くさまざまな課題、これを受けて 24 年 8 月、国において子ども・子育て支援法という法律ができました。

これに基づきまして、市町村で計画の策定が義務づけられたところでございます。

当市におきましては、ことしの 1 月から 3 月にかけまして、アンケート調査の実施を行い、地域の皆様の声を いたしまして市長と話そう会ですか、ふれあいトークを開いているところでございます。

子ども・子育て会議につきましては、6 月と、先ほど 11 月と 2 回、開催したということでございます。下に書いていますとおり、条例を三つ必ずつくりなさいというふうな流れになっております。

次の 2 ページにごらんいただきたいのですけれども、新制度で教育・保育、これをどういうふうにかえてくるかということで、前の二つ目を見ていただきたいのですけれども、三つの認定区分ということで、これが今回、新たに変わった要素なのですけれども、1 号認定、2 号認定、3 号認定ということで、幼稚園の子どもにつきましては、今度、市町村で保護者から申し込みがあつた場合、1 号認定の認定書というものを発行します。保育所につきましては、年齢に応じて 3 歳以上は 2 号認定、3 歳未満については 3 号認定ということで、認定書を発行いたしまして、これに基づきまして幼稚園、保育所の入所を特定していくという流れになっております。

丸の三つ目、保育所の認定に当たってということで、今までいわゆる保育に欠けるということで、保育所の入所要件を審査していたところ、新たに国

におきまして入所要件を一定程度、拡大するということで、記載のとおり⑥求職活動から⑨まで、この部分が新たに基準で拡大されるということでございます。

こちらにつきましても、また別途、年度末まで規則等、整備するような感じになります。

一番下の丸が保育所の認定に当たってというところで、今まででは保育所の要件は時間が一本化だったのですけれども、保護者の就労形態、フルタイム、パートタイム等に応じまして、最大8時間が保育の短時間、最大11時間までが保育の標準時間ということになっております。

一番下の米印に書いているのですけれども、保育の短時間に当たっては、利用が可能となる保護者の就労時間の下限時間を一月当たり48時間から64時間、こちらの範囲内で定めなさいということになっておりまして、こちらにつきましても先般、子ども・子育て会議で議論させていただきまして、保育所を利用しやすい間口を広げるという観点から夕張市においては48時間という下限時間を設定するということで決めたところでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

地域の子育て支援事業、先ほどの保育所ですか、幼稚園にかわるその他の事業なのですけれども、こちらにつきましては全部で13本書いてあります、市町村の地域の実情に応じて別途実施するということになっております。

まず、①の利用者支援事業、これは新たに新規事業ということで国で掲げられたものでございまして、相談だとか、情報提供ですね、窓口をしっかりと設けなさいということでございまして、市役所、当市におきましては生活福祉課において、現行の体制において対応したいというふうに考えております。

②の地域子育て支援拠点事業、こちらにつきましては親子が集まる、交流の場を設けるということで、現在、新夕張保育所におきまして親子の触れ合い遊び等を行う元気ルーム事業という、月2回ほど実施しております。

こちらにつきましても、平成28年度から1カ所から2カ所に拡充する方向で保育協会と調整をしているところでございます。

③妊婦健康診査、④のこんにちは赤ちゃん事業、⑤の養育支援事業等につきましては、現行同様、保育士がこれらの家庭を訪問しておりますので、継続して実施してまいりということでございます。

⑥の子育て短期支援事業、ショートステイ、こちらにつきましては保護者の方が疾病、疲労などの理由により、子どもの養育が困難となった場合、児童養護施設等に入所させて必要な保護を行うというものでございます。

当市におきましては、宿泊できる施設、要は児童養護施設にかわるもののが

市内にないということで、当面、確保策としては見込めないということでございます。

⑦ファミリーサポートセンター事業、これは就学時、小学校の子どもを対象としている事業でございまして、子どもの預かりを希望する依頼会員と預かってもいいですよという提供会員、これらを調整するアドバイザーというものを設置する事業でございますけれども、それに見合う十分な利用が見込めないことから、当面確保策は見込めないということでございます。

⑧の一時預かり時宜につきましては、一番右に書いていますとおり①幼稚園型、②保育所型というふうに記載しておりますけれども、幼稚園型につきましてはユーパロ幼稚園におきまして在園児を対象といたしまして、一時預かりを実施しているということでございます。これについては継続ということでございます。

②の保育所型につきましては、保育所に登録していない子ども、あるいは先ほど申しましたファミリーサポートセンターの就学前の子ども、こちらを対象としておりますけれども、現在、認可外保育所の緑が丘保育所で2歳児以上を対象に一時預かりを行っております。

平成28年度から認可保育所では行っていないところですけれども、国庫事業は今年度から創設されました 活用型という定員の範囲内で子ども預かりという事業なのですけれども、これらについては28年度から取り組みを進めたいというふうに考えております。

⑨の時間外保育事業、これにつきましては認可保育所、今18時で終了というところですけれども、来年度、27年4月から認可保育所の終了時間を30分延長するという方向で保育協会と今、調整、協議をして進めているところでございます。

⑩の病児保育事業、こちらにつきましては要件といたしまして専任の看護士、専任の保育士等の配置があれば、いわゆる他の子どもと分けて専用のスペースを確保するという区分がございまして、なかなか難しい部分がございますので、当面、確保策は見込めないというところでございます。

⑪の学童クラブにつきましては、現在2カ所ございます。清水沢学童におきましては、定員25名なのですけれども、それに近い受け入れが続いていると、一方、若菜学童につきましては利用者が11名、今、12名程度なのですけれども、利用者が少ない状況でございます。

先ほど、条例の部分でお話ししましたとおり、要件として6年生まで拡充されるという部分ですけれども、市トータルとしては利用的には充足可能と推定しているところでございます。

ただ、アンケート調査等で清水沢以南への学童、あるいは子どもの居場所

づくりを求める声も多かったものですから、これらにつきましては今後、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

⑫と⑬事業につきましては、市町村における目標事業の設定はないのですけれども、新たに国で新規事業ということで掲げているものでございますので、国の補助要綱なのですけれども、他自治体の動向など踏まえて今後、検証してまいりたいというふうに考えております。

資料2につきましては以上でございます。

続きまして、臨時福祉給付金・子育て給付金、この支給実績見込みという、資料3に基づきご説明させていただきます。

まず、申請期間が7月31日から、10月31日、3ヶ月間ということで、先般、申請受付期間が終了いたしました。

この行政常任委員会の場をおかりいたしまして、3月の委員会におきましては制度創設の概要と本市における取り組みの状況のご説明をさせていただき、8月の委員会におきましては申請受け付けが開始されましたというご説明をさせていただいたところでございます。

申請受け付け状況につきましては、記載のとおり郵送、通常窓口、市の生活福祉、臨時窓口というのを設けまして、合計で2,928件の受け付けを行ったところでございます。

臨時窓口につきましては、申請の開始日、7月31日から8月8日まで、土日も含め、市役所市民研修センター記載の場所で臨時の窓口を開設させていただいたというところでございます。

給付金の支給状況というところを見ていただきたいのですけれども、平成26年度予算というところでことで、人数と金額につきましては国の示す算定式に人口ですか、高齢者の人口ですか、税の状況ですか、それらの算定式に基づきまして 納付をさせていただいたところでありますと、支給決定状況につきましては、臨時福祉給付金、子育て等、給付したところでございます。

合計で全3,410名、4,493万円を支給したというところでございます。

執行率については98.2%という状況になっています。

続きまして、4番目の第2次夕張市障害者計画・第4期障害福祉計画の策定ということで、資料4に基づきご説明をさせていただきたいと思います。

趣旨に書いてありますとおり、障害者計画、これにつきましてはおおむね10年間、障害者福祉計画につきましては3年を1期として定めるということでございます。真ん中に根拠法と記載内容を記載しております。左側が障害者計画ということで、それぞれ根拠法が違いまして、障害者計画につきましては障害者基本法、 に対しまして障害者施策全般にかかる理念です

とか、基本的な方針を定める計画ということで、おおむね 10 年スパンで定めるということになっております。

右側が障害福祉計画、こちらは障害者総合支援法、それが根拠法令になつておりますと、障害福祉サービスにかかる具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を定めたという サービス料を ごとに落とし込むという、具体的な数値を落とし込んだものでございます。

今までの両計画を個別に策定していたところではありますと、この両計画につきましては今、多くの自治体でいわゆる理念を主に障害者計画と具体的なサービス給付を定めた障害福祉計画、これをより一体化して、 今、主流になってきておりまして、当市におきましても来年度から一本化したいというふうに思っております。

両計画の関係を書いたものですけれども、書いたものが障害者計画と、いわゆる長中期の計画で生活支援からさまざまな就労支援だとか、社会参加ですとか、いわゆる基本的事項だとか、理念を掲げたもの、この生活支援の中に障害福祉計画具体的な 3 年間のサービス見込みを落とし込むような形で、両計画を具体的に策定するというものでございます。

計画期間につきましては、平成 27 年度から新たに 6 年間を策定するということでございます。

第 2 次夕張市障害福祉計画、この基本的な理念だとか掲げたものについては 6 年間のスパン、具体的なサービス目標を掲げる障害福祉計画につきまして、第 4 期となりますけれども、これは現行どおり 3 年スパンで行うということで、ですから平成 30 年度の策定に当たっては第 5 期となりますから、また数字のローリングを行って、この部分、具体的な部分、具体的な目標値だけ新たにまた根拠の見直しを行っていくということで、6 年後、また両計画、二つの計画を見直すということで定めています。

策定までのスケジュールでございますが、先般、第 1 回夕張市障害者自立支援協議会、こちら構成委員といたしまして夕張市の身体福祉協会の会長ですとか、市内の施設、**北海道はくあいしゃ、らいふ** 夕張、社協、民協等、委員になっていただきいていまして、そこでこの計画策定に当たっていろいろご意見をいただきながら 3 回ほど協議を行いまして、年度内に策定したいというふうに考えております。

続きまして、5 番目、養護老人ホームみどりの園の移転に伴う供用開始ということで、資料 5、こちらをごらんいただきたいと思います。

経過につきましては、もともと市の養護老人ホームの財政破綻を機に、平成 20 年 10 月、社会福祉法人に譲渡し、23 年 3 月にはいちはつの会から現在、夕張みどりの会に経営を移譲したということで、経過を書いてございます。

非常に現施設が老朽化等で雨漏りが起きたりですとか、暖房のボイラーも故障を繰り返すなど、非常に建物自体が難しい状況になっていったということで、学校活動の一環といたしまして ほうで進めていただいたところではございますけれども、旧のぞみ小学校、こちらを移転検討を進めてまいりまして、このスケジュールに書いていますとおり、工事 5 月下旬から始めまして、12 月 10 日で終わる予定だということを聞いております。

既に施設への入居者移転、4 の供用開始ですね、新たなスタートが 12 月と予定しております。

3 の新旧比較というところで書いていますが、新たな施設につきましては入所定員 50、完全個室、今、耐震後も新耐震ということでございます。

若干の今、余裕の居室がございますので、それらも今後、定員の増ですか、ほかの多目的な活用を検討してまいりということで法人からいただいたところです。

4 の変更事項でございますけれども、住所が変わるという、施設の名称を移転を機に夕張みどりの園から、夕張紅葉園ということで、新たに名称変更を理事会で図ったということで、変更等の 提出しているものでございます。

旧施設と土地の取り扱いにつきましては、現在、年度内に法人におきまして既存施設を解体いたしまして、土地は市へ返還となるというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(生活福祉担当課長)

ございません。

[報告に対する質疑]

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

子ども・子育て支援事業について伺います。資料 2 の 3 ページですが、保育士の件なのですけれども、今度の新しい保育では保育士の資格を持っていない方がある一定の研修を受けると、そういう業務に就くことができるということが新しい制度だというふうに思うのですが、採用の際、市としては有資格者の方と無資格者の方、どんなふうに採用する予定なのか、その辺をお伺いします。

(生活福祉担当課長)

保育士の採用になりますと、市での採用というのは、いわゆる市立の保育所というのがないもので、そこはちょっと いわゆる認可をされる保育所の部分にかかっているものですから、公立の施設がある場合、そこら辺の審査ということになってくると思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに。

(小林委員)

子ども・子育て支援、資料 2 なのですけれども、11 月にも子ども・子育て会議行っていると思いまして、その部分と特に清水沢以南の学童の関係で、そういう部分で話をされていたのかどうかと、また、それについて特に清水沢以南だと、特に農業関係者も多分、子どもが多い地域になってきているという、今までと違ってそういう部分で、前にも要望はあったと聞いておりますけれども、その部分の要望というのは大分、要請というか、市長のふれあいトーク等でもそういう話がなされている部分は聞いておりますけれども、そういうニーズが高まってきている部分があるのかどうか確認させていただきます。

(生活支援担当課長)

学童の部分につきましては、まず 1 月から 3 月のアンケート調査、こちらの部分で要望が多かったところでございまして、第 1 回の子育て会議におきましても、子どもの居場所づくり等のお話をさせていただいたときに、の方から足の確保等を含めて、夕張はちょっと面向に広いものですから、そこら辺の部分に十分配慮していただきたいというお話がございました。

そして、第 2 回目の会議におきましても、学童クラブにつきましてはこちらに記載のとおり 2 力所ございまして、清水沢学童が定員 25 名に近い状況で推移しております、今般、6 年生まで基準を、受け皿を拡大という部分でございますので、今、4 年生で入所されている方が 3 名おります。5 年生、6 年生になりますと、その部分がちょっとどこまで果たしてという部分はございますけれども、一定程度、環境調査のニーズですとか、今までの経緯等を含めてちょっと学童機能といいますか、居場所づくりについて、ちょっと今後、検討を進めなければいけないというふうに考えているところでございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
2. 高額療養制度の自己負担限度額等の見直しについて
- 3 その他

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

お疲れさまです。市民課から報告いたします。

まず、報告事項 1 点目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてであります、資料 1 の 1 をごらんください。

出産育児一時金は、皆様ご承知のとおり、出産に要する費用の軽減を図るために、被保険者に支払う給付の制度です。当該一時金は、資料の中段の表で示すとおり、健康保険法施行令で定める一時金 39 万円に産科医療保障制度掛け金相当分の 3 万円を加算し、1 人の子どもの出産につき、計 42 万円を給付するものであります。

本市国保条例においても、施行令に倣った記載をしております。

このたび、国の社会保障審議会において、参加医療保障制度の掛け金及び出産育児一時金の見直しがなされました。見直し内容は、産科医療保障制度掛け金を 3 万円から 1 万 6,000 円に引き下げるのとあわせ、出産育児一時金、本体部分を 39 万円から 40 万 4,000 円に引き上げることで、合計額を従前と同様の 42 万円とするものであります。

この見直しに伴う健康保険法施行令の一部改正が平成 27 年 1 月 1 日付で行われることから、これにあわせ本市国民健康保険条例の一部改正案を第 4 回定例市議会に上程しようとするものであります。

条例の一部改正にかかる新旧対照表を資料 1 の 2 に示しておりますので、ご参照ください。

なお、先ほど申し上げた産科医療保障制度掛け金相当分の 3 万円を 1 万 6,000 円に引き下げる条文については、本市国保条例施行規則で改正する旨、申し添えます。

次の報告ですが、同じ国民健康保険に関する高額療養費制度の自己負担限度額の見直しについて説明いたします。資料 2 をご参照ください。

高額療養費は、同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、限度額を超えた分が支給される制度であります。

さきに説明したとおり、健康保険法施行令の一部改正がなされますが、それに伴い国民健康保険法施行令等の一部改正を平成27年1月1日付で施行され、高額療養費制度の一部見直しが行われます。

改正の趣旨としては、従前と比較してより負担能力に応じて医療費の自己負担を求めようとするものであり、具体的には70歳未満の被保険者に対し従前、600万円以下の課税世帯をひとくくりとして一般としていましたが、その一般区分を二つに分け、より低所得者に対しては一段低い限度額を設定するとともに、高額の所得者には従前より一段上の所得区分と限度額を設定するというものです。

なお、資料に示すとおり、70歳以上の所得区分及び限度額に主だった変更はございません。

これに伴う制度の説明については、市広報及びホームページで行うほか、本年12月末までの限度額認定証を取得されている方につきましては、新しい制度の説明と27年1月1日からの新区分に基づく認定証を送付する手続きをとっているところでございます。

以上です。その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで市民課を終わります。

【産業課】

1. 全国メロンサミット in ふくろいの参加について
2. 幸福の黄色いハンカチ想い出ひろばの臨時開館について
3. その他

(大山委員長)

それでは、次に、産業課より報告を受けてまいります。

(産業課長)

産業課は所管事項 2 件について報告をいたします。

初めに、全国メロンサミット in ふくろいの参加について、資料 1 に基づき報告をいたします。

参加に至る経過でございますが、近年、全国的にメロンの消費が低迷していることから、全国の 4 大産地と言われている茨城県鉾田市、北海道夕張市、熊本県宇城市、静岡県袋井市を中心に全国の産地を一堂に会し、メロンの消費拡大や魅力を再発信するために高級メロンで有名なクラウンメロンの産地であります静岡県袋井市が計画したものでございます。

去る 7 月 29 日、袋井市産業環境部長、静岡県温室農協組合長ほか、3 名が来道しまして市と農協にメロンサミットの開催趣旨、計画の説明がございました。同時に、参加要請があったところであります。

その後、市と農協と協議した結果、参加することに決定しまして、8 月 18 日、袋井市に参加する旨、報告をいたしました。

袋井市は夕張市のほか、メロンの主要産地であります茨城県鉾田市、熊本県宇城市に参加要請を行い、それぞれが参加表明を受けて、ほかの産地に藻呼びかけを行い、11 月 7 日に第 1 回開催実行委員会及び設立総会を開催しております。

夕張市につきましては、日程調整がつかず欠席をいたしました。

サミットの開催内容でありますと、日程は平成 27 年 6 月 27 日、28 日の 2 日間であります。

開催場所は、静岡県袋井市内でございます。

サミットの内容につきましては、消費拡大のための意見交換や流通関係者との相談などを行うビジネスサミットと食等を行うイベントサミットが予定されております。

主催は、全国メロンサミット in ふくろい実行委員会で、会長には開催地の袋井市長が就任をし、夕張市長は副会長に就任要請がございまして、受託をしたところでございます。

その他、参加自治体につきましては、記載のとおり 4 大産地を含めて 12 市 1 町であります。なお、このサミット参加にかかる負担金はございません。

次に、幸福の黄色いハンカチ想い出ひろばの臨時開館についてでありますと、既に各報道機関より報道されておりますが、臨時開館に至る経過等について報告をいたします。

11 月 18 日、報道機関各社から俳優、高倉健さんが亡くなった旨の一報と、高倉健さんが出演をした幸福の黄色いハンカチのロケ当時にかかわる問い合わせや幸福の黄色いハンカチ想い出ひろばを撮影したいという要望が相次い

でございました。

この問い合わせや要望が長時間にわたる対応となったことから、それは反響が余りにも大きいというふうに思われましたので、ハンカチひろばの指定管理者であります夕張リゾートに対し臨時開館とハンカチののぼりの再設置、また献花台の設置を要請をし、指定管理者と協議を行い、翌日の 11 月 19 日から 11 月 30 日までの期間で臨時開館することを決定いたしました。

臨時開館期間中の来場者につきましては、資料 2 をごらんください。臨時開館した延べ 12 日間で市内外や道外から延べ 6,673 名の来場者がございました。この間、高倉健さんを忍んで訪れた多くのファンの方が市内の飲食店や道の駅など、各所に立ち寄っていただいており、同時に大きな経済効果があったものと思われます。

以上でございます。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(産業課長)

ありません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

(議長)

今この資料 2 の黄色いハンカチの想い出ひろばの関係のことなのですが、思わぬこの大きな効果が出たということで、これ当然、今、夕張リゾートさんの指定管理との関係性はあるのですけれども、これからもたしか 11 月中まででしたよね、献花台置いたのは。これから本格的な冬場も始まるから、冬場中はあれなのですけれども、これは多分、来年また春先と同時に亡くなつたことを受けてこの想い出ひろばの来場者数というのは相当、見込めるのではないかなど、見込まれるのではないかという予想が立つのです。

そこで、これはリゾートさんとの調整ということもあるのでしょうかけれども、これは何らかのやはり対応策というをもう少し考えていかなければならぬのではないのかなど、いい意味ですよ。と思うのですが、その辺は予算との関係も当然、出てくるでしょうし、リゾートさんにお願いをしなければいけないことも多々出てくると思うのですが、現時点で何かそういう対策というか、そんなことは来春に向けて出ていますか何か、お話を。

(産業課長)

今回の臨時開館に至ったのは、その期間のない中での臨時開館ということとして、この11月いっぱいまでやるかやらないかについても来場者の数を見て少し12月に入ってからもという考えがございました。

だんだん、来場者数が減ったということもあって、とりあえず当面の予定どおり11月末までとしたところであります。来年度についてはもう一度、協議しましょうということで今、双方なっていますので、また時期が来ましたらその前に双方で協議して、今、議長が言われた来場者、来春も見込まれるということで、そのとおりだと思いますので、経済効果、あと地域振興につながるものと判断した場合は、こういう方向性もあると思いますので、また引き続き協議してまいりたいと思います。

(議長)

ぜひともその辺はリゾートとの調整も含めて、また当初は本来であれば11月中は既にもう閉園している施設だったわけですから、ひろばで、実質、閉めている時期なわけですから、だけど思わぬ今回、こういう状況を聞いてお話を聞けば、私は個人的にいえばこの献花に訪れる方に料金を取るというのではなくてどうなのかなという思いはあるのですよ。あるのですが、しかし、それはいろいろとリゾートさん側の経営方針のやり方というものもあるでしょうし、ただ、そういう部分ではこれだけやはりたった十数日間だけでも6,000名以上の来場者数が来られたということであれば、それだけの入場者数の入場料を考えても、それ相応のやはり、であれば、この辺も踏まえてこの入場料に至る部分のものをこの施設にリゾートさんがどれだけ来年、かけていただけるかという話も必要ですし、また当然、市としても何らかの対応面でということを含めて、あるいはここでこれから出てくるまちづくりのほうの黄色いハンカチ基金の関係も出てくるのでしょうかけれども、例えば映画ロケセット施設の保全に関する事業という部分では、多少、給付等々も出てきていますよね。

例えば、そういうものも一つのやり方としては何らかのかけられる方策よりもつながるのではないかなどというふうに思いますので、その辺、十分、今後ご検討していただきたいと、産業だけではなくて、その指定寄附の関係等もあわせた中で市としてもどうあるべきかということもちょっと工夫してやってきていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

(熊谷委員)

今、高橋議長のおっしゃったことに関連してなのですけれども、以前から黄色いハンカチのぼり、黄色いハンカチのぼりというのですか、あれを冬の間も掲揚してもらえないのかという声が市民から、非常に数多くあるので

す。

それで、冬の間、スキーやその他の部分で夕張に訪れた観光客の方からもどこにあるのですかということも多く聞かれると、今回のこともあり、それから今後のことも含めて、ぜひ通年でハンカチのぼりを掲揚できないかということもぜひ検討していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(産業課長)

私も聞いた話ですけれども、以前、破綻前は通年でやっていたと、これは第三セクターの当時、通年でやっていたときのことでありまして、やはり経費、そもそも考えてあそこに除雪を入れるということは相当、莫大な費用が発生するということで、市としてそれを通年でというふうに私は考えておりません。

ただ、映画祭の期間中とか、それこそ臨時に一時、除雪が入ってやるというの効果があるというふうに思っていますけれども、通常の毎月の入り込み数を計算するとそこまでするには指定管理者に対してやったくださいということは市として言えないというふうに考えております。

(熊谷委員)

除雪をしないで掲揚しっぱなしということは無理があるのでしょうか。そこはどうですか。除雪をしてほしいということを言ったのではなくて、ほから見たときにあそこに、あの黄色いハンカチ、あそこにあるんだねというのが見えると、そういう状況をつくれないかという、そういう意図で発言したのです。

(産業課長)

黄色いハンカチを見るためには、その近くまでやはり行かなければまず見ることはできません。

そのためには、きちんとした除雪も必要だと思いますし、ただ、何人そこに冬の間、来るかということを考えると非常に難しいなと思っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

(大山委員長)

ないようですので、これで産業課を終わります。

### 【まちづくり企画室】

#### 1. 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」第二四半期の実績について

2. 平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」下期の交付決定事業について
3. 「市長とのふれあいトーク（市政懇談会）」について
4. 南清水沢 3 丁目市有地活用提案に係る募集結果について
5. その他

（大山委員長）

それでは、次にまちづくり企画室より報告を受けてまいります。

（まちづくり企画室長）

それでは、まちづくり企画室より 4 点、ご報告申し上げます。

まず 1 点目です、資料 1 の 1 をごらんください。「幸福の黄色いハンカチ基金」の寄附状況の報告でございます。第 2 四半期 7 月から 9 月までの状況でございます。

こちらにつきましては、寄附件数及び寄付額につきましては記載のとおりでございます。今年度からメロンの特産品の発送を始めて、4 月から 6 月までの寄付額と比較すると、一定の収まりは認められるものの、引き続き順調な伸びを示してあるところでございます。

項目 2 番につきましては、地域別、どこにお住まいの方が寄附者、寄附を行ったかということでございますが、北海道外が 9 割近く占めているという状況でございます。

項目 3 番でございますが、寄附の状況ですね、4 月 1 日から 9 月 30 日までの状況につきましては、対昨年度同期比と比較すると 4,300 万もの大きい伸びを示しているところでございます。

なお、直近の状況でございますが、12 月 2 日現在で 6,400 万円を超えております。これは、平成 19 年度からこちらのふるさと納税の寄附金制度を始めて以来、平成 19 年度に次ぐ寄附総額を記録していくところでございます。

4 番、寄附の累計につきまして、これまでの累計寄附金額と取り崩し予定、残額については記載のとおりでございます。1 の 1 については以上でございます。

資料 1 の 2 をごらんください。こちらにつきましては、ふるさと納税制度を活用した、今年度から始めたメロンの発送実績の表でございます。上段の 4 月から 6 月までにつきましては、今年度、既にメロンの送付を終えておりまして、個数としましては 1,782 件というような実績を記録しているところでございます。

なお、7 月以降の寄附につきましては、来年度 7 月以降、順次、メロンを付するという予定でございまして、これまでの 7 月以降のメロンの送付対象件数としましては、右の欄の合計欄にございます 587 件、金額に換算すると 1

件 3,000 円当たりでございますので、3,000 円掛ける 587 件で、176 万 1,000 円という状況になっております。

こちらにつきましては、平成 27 年度、来年度の予算に基づき支出を予定しているものでございまして、これに関する財務課より補足説明 1 の 3 に基づいてさせていただきたいと思います。

(財務課長)

ただいま、まちづくり企画室から報告されましたふるさと納税に関するとして、予算の関係ですけれども財務課よりご報告申し上げます。

資料 1 の 3、ごらんいただきたいと思います。今、室長のほうから申し上げましたように、本年 7 月 1 日以降に 1 万 5,000 円以上の寄附をいただいた方の特産品の贈呈、これは来年の 7 月ごろとなります。

したがいまして、地方自治法第 214 条の規定によりまして、地方公共団体は歳入に負担する行為については、予算で債務負担行為として定めなければならぬことになります。

したがいまして、特産品の購入費及び送料にかかる経費につきまして、今月、開催予定の定例市議会で補正予算案として提案をする予定でございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(まちづくり企画室長)

それでは、項目 1 番については以上でございます。

続きまして 2 番、平成 26 年度「幸福の黄色いハンカチ基金」下期の交付決定事業についてご説明申し上げます。資料 2 をごらんください。

こちらにつきましては、今年度、下期のハンカチ基金の助成事業につきまして募集を行った結果、件数といたしましては 20 件の応募があったところでございます。

5 万円未満につきましては書類審査、5 万円以上 20 万円未満のものにつきましては、市と選定委員による審査を経て交付団体を決定したものでございます。

なお、募集 20 件につきましては、全て基準を満たすということで 20 件の採択となっているところでございます。

合計の助成金額の累計等につきましては、右の下の欄にございます合計欄のとおりでございます。

なお、今年度の予算との比較におきましては、上期と下期、合わせて当初予算で 500 万円を予定していたものでございますが、実績の上期、下期を合わせると 420 万円ということで、予算の範囲内に納まっていることを申し添えます。資料 2 につきましては以上でございます。

続きまして、資料 3 をごらんください。市長とのふれあいトーク（市政懇談会）についてでございます。

こちらにつきましては、平成 23 年度から開催しているものでございます。今回で通算 7 回目の開催になるものでございます。

今回の主な説明内容につきましては、上段に記載のとおり三者協議の結果概要ですとか、人口減少ですとか、子ども世帯の取り組み、あるいはコンパクトシティに向けた今までの取り組み、あるいは今後の予定している取り組みについてご説明させていただいた上で、地域活性化に向けた独自の市の取り組みについてもあわせてご説明させていただいたところでございます。

開催日程及び各地域での参加者数については記載のとおり、合計 67 名の参加を記録したものでございます。

なお、参加いただいた市民の方々から寄せられました意見につきましては、主なものを資料のほうに Q & A の形で記載させていただいておりますが、全体から見ると非常に幅広い分野についてご質問等をいただいたと認識しているところでございます。

具体的な内容につきましては資料のほうをご参照願いたいと思います。

最後に、項目 4 番でございますが、南清水沢 3 丁目の市有地の活用提案に係る募集結果についてでございます。

こちらにつきましては、広報等で周知の上、10 月 31 日から今月の 1 日まで募集を行ったものでございますが、募集の結果、応募者数としては記載のとおり 1 件の応募があったところでございます。

具体的な応募者につきましては、ホーマックニコットタ張店というグループ名のもと、複数の企業による一つの提案という形で提案が行われたところでございます。

具体的な施設の概要につきましては、記載のとおりでございます。

なお、こちらの応募に関しましては、項目 3 番に記載のとおり、市の内部機関のメンバーに基づくタ張市有財産活用事業選定委員会においてプレゼンテーションを応募者から徴した上で、総合的に評価をした結果、この応募者につきまして優先交渉権利として選定を昨日、行ったところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今月以降、優先交渉権者において具体的な契約内容ですとか、事業内容の精査を行った上で具体的な契約の締結に向けて手続きを進めてまいる予定でございます。

なお、こちらの施設につきましては、提案者の提案によれば来年の 8 月、工事が完了する予定と伺っているところでございます。

以上でございます。

(大山委員長)

その他ございませんか。

(まちづくり企画室長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

(議長)

黄色いハンカチ基金の関係で、下期、これは20団体の交付決定金額ということになっているのですけれども、何かどうこうということではないのですが、これ例えば地域の子ども会の助成もしているのだけれども、これはいいのかな。いいというか、今後、これも認められるということであれば、全ての地域町内会関係からこういうものが出てきたら、当然、それは申請を受けて交付するという考え方で、よければそれでいいのですけれども、そうなると相当数、今後、出てくる可能性というのが出てくるのではないかと思うのですけれども、どうですか。

(押野見主幹)

ただいまの議長のご質問にお答えいたします。

子ども会なり、町内会という団体名で申し込みはされているのですけれども、事業内容といたしまして町内会の会員に限らず、町内会で他の地域の子どもたちも参加できる内容というふうな認識の上で、あくまでその地域の子どもたちだけの事業ではなく、全市的に参加を認める事業内容であれば認めるというような趣旨のもとで行っております。

(議長)

これを見る限りですよ、今、説明あったものの、では末広子ども会地域ふれあい事業となっているのだけれども、例えばこれは当然、町内会等もあるでしょうから、町内会事業としてはこういうものの事業費が含まれているのかどうかということも絡んでくると思うのですけれども、例えば今までそういう事業費で見込んでいたものがなくなつて、こういう部分で申請をしてているものだと、それとも新規というか、新たな事業としてこういうふうに何かやろうとしているのか、その辺も見きわめていかないと、これほかの地域町内会関係も、これがもし認められるのなら、ほかの地域もでは 価値で出したほうがいいよねということになっていくものは出てくると思うのです。どうでしょうね、これ。

今のちょっとと言われた説明の中で、ほかの地域の人を巻き込めばいいのかということなのでしょうね、理解的には。

(押野見主幹)

基本的には、あくまでそこに所属している人たちだけの事業展開については認めないというか、審査的には厳しい状況にはあるのですけれども、広く参加を募集しているものについては実施する団体が例えば一つの小さい団体であったとしても、それは事業内容として審査しておりますので、そこは問題ないという判断をしております。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

前回もある小さい団体がこのハンカチ基金の事業を申し込んで受けていたのだけれども、委員会で指摘を受けて、そういう単体というか、小さな単位では今後、考え直すという、そういう返答を聞いていたと思うのです。

だけど、例えばこれは末広子ども会という、こういう名前になっていまして、ではどこまで声かけを全市的に声かけをしたのかということが大事だと思うのです。

ほとんどの人は末広以外の人は、来たものに対しては跳ねないだろうけれども、ではそのこういう集いがあるよという人たちが全市的にどれだけの人が知っていたのかということだって重要なと思うのです。

だからやはり、これはちょっと考えていただきたい。ここが許すのであれば全市的には許していかなければいけないのではないかなどうに思うのです。

(まちづくり企画室長)

済みません、ちょっと 1 点確認ですが、委員はこれを除外すべきということをおっしゃっているのでしょうか。

(高間委員)

除外というのは、例えば子どもたちがそこに、末広の子ども会にほかの、他地域の人たちが来たのはだめですよとは言わないのだろうけれども、ではそこまでのこの認識というか、広くどこまで皆さん、夕張市内の子どもたちにお知らせしているのかということを聞いたのです。

(まちづくり企画室長)

周知をしているかどうかについては、それは周知はしておりません。

というのも、具体的な提案があって、それが結局、要件を満たすかどうかというものは、我々が内部的に判断しているわけではなくて、しかるべき市民の中から選ばれた選定委員の方の審査を経ているということですので、あ

らかじめ子ども会だから排除されるとかという問題ではなくて、それは個別に総合的に判断せざるを得ないところだと考えておりますので、仮にもし、その子ども会事業を一切、排除すべきということであれば、それはあわせて来年度に向けて検討はさせていただきたいと思います。

(高間委員)

ちょっと、その排除という言葉が何か強烈なのだけれども、この事業に対して排除ではなくて、そういうことを言ったのではなくて、来た子どもたちに対して、地域以外の子どもたちが来たことに対しては、それは認めますよということだというふうに、この末広子ども会は考えているのだと思うのです。

それは来た人たちに、子どもたちはいいけれども、知らなかつた子どもたちはどれほど周知をしてくれているのかなという、周知を知っていて来なかつたのは、それはやむを得ないのだけれども、こういう事業をしているということ自体を知らない子どもたちのほうが多いのではないかという、そういう意味です。

(まちづくり企画室長)

失礼しました。事業を実施する団体がどういう形で幅広く参加が可能であるかという周知をしているかという点であれば、我々のほうとしてもそういうことで事業提案があったものについては、しかるべき周知というものをとるべく意見交換というか、助言をさせていただいた上で進めてまいりたいと思います。

(大山委員長)

よろしいですか。

(熊谷委員)

では関連ですが、子ども会を含めさまざまなところが予算不足の中、そういった状況でハンカチ基金の今、使い道ということで論議があったところというふうに思います。

それで、高齢者向けのふれあいサロンなどは別枠でハンカチ基金からたしか寄附のほうから出していますよね。そういうことを今後、子どもさんたちのそういうものに向けてやっていけないのか、そういうこともぜひ今後、検討していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

(まちづくり企画室長)

今の点については、ハンカチ基金の使途、どういう形で考えていくかという話だと思いますので、それは別途、我々としても子ども・子育ての市長が言う最重要政策として考えていかなければいけないと思いますので、今のそのハンカチ助成という一つの補助事業の中での拡大ということではなくて、

そこはふれあいサロンのような公共性が非常に高いという点で特別枠としての補助金の創設という部分は、それは当然、三者の協議の議題にはなろうかと思いますが、そういう点については我々としても配慮はしておりませんので。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大山委員長)

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしました。

これで、行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長

---